

家畜衛生情報

平成26年度 24ヶ月齢以上の死亡牛 BSE 搬入検査日程

死亡牛の搬入：開庁日、6月～9月の土曜日

4月～11月の3日以上の変休中のいずれか1日

検査の日程：原則として、月曜日と木曜日

日程の詳細は裏面をご覧ください。

- ★ 24 か月齢以上の死亡牛は、法律で BSE 検査が義務付けられています。死亡牛は、耳標などにより必ず月齢を確認してください。
- ★ 死亡牛の死体の処理は、必ず専門業者へ委託してください。許可なく埋却することは、禁じられています。

注意

牛をと畜場へ搬入する際には個体識別番号を確認しましょう！

他県の事例として、耳標脱落後に、誤って2頭の牛に同じ個体識別番号が付与されていたため、個体識別台帳上、同じ個体識別番号の牛が2頭と殺される事態が起きました。

そのため当該牛の個体識別情報が確認されるまでの間、当該牛の肉等に係る全てのロットの流通を止め事例が生じました。

牛飼養者・畜産関係の皆様へお願い

- 耳標の装着並びに脱落による耳標の再発行申請及び再装着については、個体識別台帳等を確認した上で適切に行ってください。
- 牛をと畜場へ搬入する際には、個体識別情報を確認してください。
- 照合を行った際に、個体識別情報が確認できない（既にと殺されている、登録情報がない等）場合は、
関東農政局長野地域センター（電話026-233-2991）
又は、
松本地域センター（電話0263-44-1311）の
牛トレーサビリティ担当に連絡してください。

平成26年度 死亡牛の搬入、BSE検査 計画

4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月					
	搬入	検査		搬入	検査		搬入	検査		搬入	検査		搬入	検査		搬入	検査		搬入	検査		搬入	検査		搬入	検査		搬入	検査		搬入	検査		搬入	検査		搬入	検査
1	火		1	木	●	1	日		1	火		1	金		1	月	●	1	水		1	土	◎	1	月	●	1	木		1	日		1	日				
2	水		2	金		2	月	●	2	水		2	土	◎	2	火		2	木	●	2	日		2	火		2	金		2	月	●	2	月	●			
3	木	●	3	土	◎	3	火		3	木	●	3	日		3	水		3	金		3	月		3	水		3	土	◎	3	火		3	火				
4	金		4	日		4	水		4	金		4	月	●	4	木	●	4	土		4	火	☆	4	木	●	4	日		4	水		4	水				
5	土		5	月		5	木	●	5	土	◎	5	火		5	金		5	日		5	水		5	金		5	月	●	5	木	●	5	木	●			
6	日		6	火		6	金		6	日		6	水		6	土	◎	6	月	●	6	木	●	6	土		6	火		6	金		6	金				
7	月	●	7	水	☆	7	土	◎	7	月	●	7	木	●	7	日		7	火		7	金		7	日		7	水		7	土		7	土				
8	火		8	木	●	8	日		8	火		8	金		8	月	●	8	水		8	土		8	月	●	8	木	●	8	日		8	日				
9	水		9	金		9	月	●	9	水		9	土	◎	9	火		9	木	●	9	日		9	火		9	金		9	月	●	9	月	●			
10	木	●	10	土		10	火		10	木	●	10	日		10	水		10	金		10	月	●	10	水		10	土		10	火		10	火				
11	金		11	日		11	水		11	金		11	月	●	11	木	●	11	土	◎	11	火		11	木	●	11	日		11	水		11	水				
12	土		12	月	●	12	木	●	12	土	◎	12	火		12	金		12	日		12	水		12	金		12	月		12	木	●	12	木	●			
13	日		13	火		13	金		13	日		13	水		13	土	◎	13	月		13	木	●	13	土		13	火	☆	13	金		13	金				
14	月	●	14	水		14	土	◎	14	月	●	14	木	●	14	日		14	火	☆	14	金		14	日		14	水		14	土		14	土				
15	火		15	木	●	15	日		15	火		15	金		15	月		15	水		15	土		15	月	●	15	木	●	15	日		15	日				
16	水		16	金		16	月	●	16	水		16	土	◎	16	火	☆	16	木	●	16	日		16	火		16	金		16	月	●	16	月	●			
17	木	●	17	土		17	火		17	木	●	17	日		17	水		17	金		17	月	●	17	水		17	土		17	火		17	火				
18	金		18	日		18	水		18	金		18	月	●	18	木	●	18	土		18	火		18	木	●	18	日		18	水		18	水				
19	土		19	月	●	19	木	●	19	土	◎	19	火		19	金		19	日		19	水		19	金		19	月	●	19	木	●	19	木	●			
20	日		20	火		20	金		20	日		20	水		20	土	◎	20	月	●	20	木	●	20	土		20	火		20	金		20	金				
21	月	●	21	水		21	土	◎	21	月		21	木	●	21	日		21	火		21	金		21	日		21	水		21	土		21	土				
22	火		22	木	●	22	日		22	火	☆	22	金		22	月	●	22	水		22	土	◎	22	月	●	22	木	●	22	日		22	日				
23	水		23	金		23	月	●	23	水		23	土	◎	23	火		23	木	●	23	日		23	火		23	金		23	月	●	23	月	●			
24	木	●	24	土		24	火		24	木	●	24	日		24	水		24	金		24	月		24	水		24	土		24	火		24	火				
25	金		25	日		25	水		25	金		25	月	●	25	木	●	25	土		25	火	☆	25	木		25	日		25	水		25	水				
26	土		26	月	●	26	木	●	26	土	◎	26	火		26	金		26	日		26	水		26	金	☆	26	月	●	26	木	●	26	木	●			
27	日		27	火		27	金		27	日		27	水		27	土	◎	27	月	●	27	木	●	27	土		27	火		27	金		27	金				
28	月	●	28	水		28	土	◎	28	月	●	28	木	●	28	日		28	火		28	金		28	日		28	水		28	土		28	土				
29	火		29	木	●	29	日		29	火		29	金		29	月	●	29	水		29	土		29	月	◎	29	木	●				29	日				
30	水		30	金		30	月	●	30	水		30	土	◎	30	火		30	木	●	30	日		30	火		30	金				30	月	●				
			31	土					31	木	●	31	日					31	金					31	水		31	土				31	火					

休日搬入	0	日	1	日	4	日	4	日	5	日	4	日	1	日	2	日	1	日	1	日	0	日	0	日	23	日
通常検査	8	回	8	回	9	回	8	回	8	回	8	回	8	回	6	回	7	回	7	回	8	回	9	回	94	回
臨時検査	0	回	1	回	0	回	1	回	0	回	1	回	2	回	1	回	1	回	0	回	0	回	0	回	8	回

搬入：原則開庁日の開庁時間内
◎：夏場の土曜日、3連休、年末年始等搬入対応日
●：検査日 原則週2回(月・木)
☆：臨時検査予定日(連休明け、長期の休暇前、年末等)

牛ウイルス性下痢・粘膜病（BVD-MD）を防ぎましょう！ （放牧・預託の前に必ずワクチン接種を）

昨年、長野県内で BVD-MD による流産の多発や P I 牛* (持続感染牛) が確認され、経済的な損失が生じています。

公共牧場等へ牛を預ける前に、ワクチン接種等の予防対策を徹底しましょう。

※PI 牛とは、一生涯にわたり唾液、鼻汁、糞便、尿、乳汁、精液などから BVD ウイルスを排出し続け、感染源になっている牛のこと。

県内・全国の発生状況

	平成 21 年次	平成 22 年次	平成 23 年次	平成 24 年次	平成 25 年次
長野県	1	3	0	1	10
全国	106	104	228	189	226

頭数

(平成 25 年 12 月 31 日現在)

県内では、平成 11 年に最初の届出があり、これまでに 15 件 20 頭の届出がありました。

全国では、平成 10 年に最初の届出があり、近年は毎年 200 頭前後の発生が届出されています。

牛ウイルス性下痢・粘膜病（BVD-MD）とは

- BVD ウイルスに感染すると、**急性感染**は「下痢、呼吸器症状、発熱」、**子牛期に感染**すると「呼吸器症状、下痢により発育不良」、**妊娠牛が感染**すると「奇形、流産、不受胎等の繁殖障害」を引き起こす場合があります。
- 母体内でウイルスに感染した胎子は、産まれても先天異常、発育不良のほか、一部の牛では PI 牛になります。
- PI 牛が、び爛、潰瘍等の粘膜病を発症した場合は、100%死亡します。

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439
上田支所	0268-23-1630	松本	0263-47-3223
伊那	0265-72-2782	長野	026-226-0923
県庁園芸畜産課	026-235-7232		

ご相談は
こちらへ

予防・対策

- 発症すると対症療法しかありませんが、ワクチン接種による予防は可能です。
- **ワクチン接種**：BVD ウイルスは1型と2型があることから、両方の抗原を含むBVD-MD2価ワクチンの接種が有効です。
- **PI牛の淘汰**：感染源となるPI牛を早期に発見し、淘汰することにより、農場内の清浄性を維持しましょう。
- **BVD ウイルスの侵入防止**：導入牛はBVD ウイルスの検査を実施して、陰性を確認しましょう。ヒト、車両、器具等は消毒をした上で農場に立ち入る又は持ち込んでください（飼養衛生管理基準の遵守）。

このような症状に覚えはないですか？

- 異常子牛や流産が続いた
- 繁殖成績が良くない
- 発育不良の牛がいる
- 下痢や軟便、呼吸器症状が治らない

このような症状がある場合

BVD ウイルスは気付かないうちに農場へ侵入し、生産性を低下させている可能性があります。

（上記の症状に必ず BVD ウイルスが関与しているというわけではありませんが、担当の獣医師の診察を受けるようにしてください。）

対応

対応①

農場内の牛にワクチンを接種することにより、万が一 BVD ウイルスが農場内に侵入しても、被害を最小限にすることができます。

現在、BVD-MD2価を含む混合ワクチンが販売されています。担当の獣医師、地域衛生指導協会及び家畜保健衛生所へご相談ください。

対応②

農場内のPI牛を摘発・淘汰してください。

家畜保健衛生所では、PI牛摘発のための検査を実施しています。

検査の実施方法を含めご相談ください。

BVD-MDの予防に**最適なワクチン**の種類等ご不明な点がある場合は、獣医師か家畜保健衛生所にご相談下さい。